

## 用途地域の指定のない区域の容積率等の指定

制 定 平成 15 年 10 月 15 日 東京都告示第 1141 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 東京都告示第 330 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第 8 号、同法第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第三(に)欄 5 の項の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの限度を次のように定め、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。

なお、その関係図書は東京都都市整備局市街地建築部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 15 日 東京都知事 石原慎太郎

区域	法第 52 条第 1 項第 8 号の規定により定める数値	法第 53 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値	法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定により定める数値	法別表第 3 (に) 欄五の項の規定により定める数値
1 都市計画区域のうち 2 の項から 4 の項までに掲げる区域を除く区域	10 分の 8	10 分の 4	1.25	1.5
2 大島都市計画、八丈都市計画、三宅都市計画、神津都市計画、新島都市計画及び小笠原都市計画の各区域	10 分の 20	10 分の 7	1.25	1.5
3 江東区海の森一丁目南側地先公有水面（臨海トンネル中央防波堤側換気所の区域に限る。）及び江東区海の森三丁目南側地先公有水面（中央防波堤外側埋立地第一工区の区域に限る。）の各区域	10 分の 30	10 分の 6	2.5	1.5
4 都市計画区域のうち東京都市計画の区域及び 2 の項に掲げる区域を除く区域で、この告示の施行の際、建築基準法の規定による確認の処分が、容積率にあつては 10 分の 8、建蔽率にあつては 10 分の 4 を超えてなされている敷地で現にその建築物が存する敷地	10 分の 20	10 分の 6	1.25	1.5